

## 審議案件に関する概要

平成30年6月25日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	平成29年11月28日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2番18号

### 2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	サツドラ春駒通店 帯広市西18条南4丁目63番地8	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市北区太平3条1丁目2番18号	
(3) 新設日	平成30年7月29日	
(4) 店舗面積の合計	1,252 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	41 台
	駐輪場の収容台数	9 台
	荷さばき施設の面積	36 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	9 m <sup>3</sup>
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前7時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

### 3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 41台 = 設置台数 41台
	従業員駐車場等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場内に業務用として1台確保</li> <li>・ 従業員は公共交通機関を利用することとしている。</li> </ul>
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	9台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	配送業者が集中しないよう時間配分するとともに、一括配送などの実施により、搬入回数の削減に配慮する。
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場出入口は、見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保するとともに、各出入口に一旦停止の路面標示及び「左右確認」の注意喚起看板を設置し、歩行者や自動車の安全確保に配慮する。</li> <li>・ さらに、出入口①には、「右折入出庫禁止」の看板を設置し、注意喚起を図る。</li> <li>・ 場内に低速走行の看板を設置し、ドライバーの交通安全の意識啓蒙を図る。</li> </ul>	

	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開店時及び売り出し時等で混雑が予想される日に、交通整理員を2名配置し、円滑な交通誘導及び安全対策に努める。</li> <li>・ 配置場所は、時間帯及び混雑状況に応じ、臨機に対応する。</li> </ul>				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除排雪業者と契約し、敷地が狭いため都度排雪を行い、駐車台数の確保に努める。</li> <li>・ (敷地外であっても) 出入口付近の路上に堆積された雪で見通しが悪化し、交通安全上の問題がある場合は、適切に雪を搬出する。</li> </ul>				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗への主な来店経路について、開店時や販促時にチラシにより周知し、交通渋滞の緩和に配慮する。</li> <li>・ 身体障がい者用の駐車マスを店舗入口付近に整備する。</li> </ul>				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	43 dB	○	
		2	55 dB	50 dB	○	
		3	55 dB	41 dB	○	
		4	55 dB	37 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	25 dB	○	
		2	45 dB	31 dB	○	
		3	45 dB	32 dB	○	
		4	45 dB	20 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機	40 dB	47 dB	△ (31dB)
		a2	排気①	40 dB	39 dB	○
評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際で、規制基準値を満たす。( ) 内数値は壁際でのdB						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗職員や取引業者に対し、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行、アイドリング防止等を行うよう指導する。</li> <li>・ 来客者へアイドリング停止を呼びかける看板を駐車場内に設置する。</li> <li>・ 豪雪時などを除き、除雪作業は、夜間(午後10時から午前6時)は行わない。</li> </ul>				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な搬入により、搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・ 搬入業者のアイドリング停止を徹底する。</li> </ul>				
付帯設備・施設等の対策		室外機は低騒音型の機種とし、住宅から離れた位置に設置する。				
青少年等の蝟集等の対策		閉店後は、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音の防止対策を講じる。				
その他の対応方策		生活環境問題が発生する恐れがある場合は、適切な対応策を講じるとともに、住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応する。				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.834 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 9.000 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管規模は、指針規模より十分に余裕をもった構造としている。</li> <li>保管施設は屋内密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>法や条例に基づき、適切な運搬、処理を行う。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙、ダンボール、発砲スチロール等のリサイクルを徹底する。</li> <li>ビン、カン、ペットボトルを分別し、リサイクル資源化に配慮する。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理臭は発生しない。</li> <li>賞味期限切れの食品廃棄はあるが、商品がパッケージ包装されているため、生ゴミによる悪臭は発生しない。</li> </ul>
	その他の対応方策	生活環境問題が発生する恐れがある場合、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外照明や広告塔照明は、光害が生じないように、駐車場敷地内を照らし、明るさを10ルクス程度に抑えるとともに、営業時間終了後は消灯し、周辺への影響に配慮する。</li> <li>当地域で街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することのないよう調和を図る。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。</li> </ul>
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る。</li> <li>自治会の防犯活動などへの協力を配慮する。</li> <li>所轄警察署と連携を図り、管理者が責任をもって、緊急時の対応を行う。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	北海道警察本部 交通部交通規制課	<p>平成29年9月14日</p> <p>当該店舗の建て替え計画及び春駒通側バスベイの減速車線に駐車場出入口①が位置する計画であることを説明の上、問題ないか確認</p> <p><b>道警本部</b></p> <p>バス停留所（標示柱）の前後10m以内に駐車場出入口は設けてはならない。</p> <p>また、計画の出入口（の路面標示）は、減速車線に対し直角になっているが、道路境界（歩道境界）に対し直角である必要がある。</p> <p><b>対応方針</b></p> <p>バス停留所からは10m離れているが、指摘を受け、バスベイ減速車線の外側に出入口</p>

①を設置する計画とし、歩道に対し直角に出入すること（路面標示すること）とする。

平成29年10月25日

届出書案を提出し、交通環境について説明  
道警本部

- ① 春駒通側バスベイ内にあった出入口の移設の件は了解
- ② 北18条通側のバス停留所についても、10m以内に出入口を設けてはならないため、バス停留所を北側に移転するか、出入口②の位置を駐車マス1個分交差点側に移動するか、対応すること。
- ③ 出入口①について、（出口正面の）春駒通に右折レーンがあり、当該出入口へ右折入庫した場合、右折レーンの車両の妨げになるため、右折入出庫禁止とすること。
- ④ 運転操作ミス等による店舗突入事故の防止のため、店舗前の駐車スペースには、ガードパイプを取り付けること。
- ⑤ 各出入口に、「一時停止、左右注意、歩行者注意」などの注意看板を設置すること。
- ⑥ 出入口①の場内側の路面に、出入口の幅が確認できるよう標示すること。

対応方針

- ① ー
- ② 出入口②の位置を、駐車マス1個分交差点側に移設整備する。
- ③ 出入口①に、右折入出庫禁止の看板を設置する。
- ④ 店舗前にガードパイプを設置する計画。
- ⑤ 各出入口に、注意喚起看板を設置する。
- ⑥ 出入口の幅が確認できるよう路面標示する。

帯広警察署交通第一課

平成29年10月30日

届出書案を提出し、出入口①をバスベイの外側に整備するとともに、右折入出庫禁止とすることを説明

帯広警察署

- ① 北18条通のバス停留所を移転するか、出入口②の位置を駐車マス1個分交差点側に移動し、停留所から10m以上離すこと。
- ② 各出入口に、「一旦停止、歩行者注意」等の注意喚起看板を設置すること。
- ③ 出入口①に設置する「右折入出庫禁止」看板の姿図を後日提出すること。

対応方針

- ① 出入口②の位置を、駐車マス1個分交差点側に移設整備する。
- ② 各出入口に、注意喚起看板を設置する。
- ③ 11月15日に、出入口①に設置する「右折入出庫禁止」看板の予定図及び出入口②の位置を訂正した最終配置図を提出し、了承される。

地元市町村	
帯広市商工観光部 商業まちづくり課	平成29年10月31日 届出書案を提出し、計画概要を説明。 事前に（届出前に）関係各課と協議を済ませるよう指示があり、了解する。
帯広市市民環境部 環境都市推進課	平成29年10月31日 届出書案を提出し、騒音予測について説明。 <u>環境都市推進課</u> ① 騒音規制法の特定施設に該当する場合は、市条例に基づき、工事着手の30日前までに届出すること。 ② 開店後、騒音に関する苦情等が発生した場合は、配慮いただくこととなる。 <u>対応方針</u> ① 特定施設に該当する場合は、届出する。 ② 工事期間中も含め、近隣より苦情があった場合は、速やかに対処する。
帯広市教育委員会 学校教育課	平成29年10月20日（電話） 通学区域及び通学路を確認したところ、届出店舗駐車場に面する市道は、通学路としての指定はないとの回答があった。
帯広市市民環境部 清掃事業課	平成29年11月15日 届出書案を提出し、廃棄物関係について説明。 <u>清掃事業課</u> ① 土日も含め、毎日ゴミは回収するのか。 ② 食品廃棄物は生ゴミか一般可燃性廃棄物か。また、売れ残りの食品は、返品するのか廃棄するのか。 ③ 廃棄物回収車のスペースは確保されているか。 ④ 回収に伴う騒音問題は大丈夫か。 <u>対応方針</u> ① 原則、毎日回収する。 ② 食品廃棄物は、生ゴミに該当。 食品は売り切る努力をしており、返品はせず、売れ残った物は廃棄するが、パッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。 ③ スペースは確保されている。荷さばき施設に入り作業することになる。 ④ 深夜早朝の回収作業は実施せず、騒音予測は環境基準値を満たしている。
道路管理者	
帯広市都市建設部 管理課	平成29年9月20日 春駒通のバス停と出入口の扱いについて相談。 <u>管理課</u> ① バス停を移設する場合、バス会社が了承していれば移設可能。ただし、バスレーン（の整備）については、事業者負担。 ② 既存のバスレーンをそのまま利用する場合、駐車場出入口の隔離の基準は、10mであるが、警察協議の上、既存の状態でご

	<p>具合がないことが確認できれば、隔離基準を確保しなくても良い場合がある。</p> <p><b>対応方針</b> 指摘を踏まえ、バス会社及び警察等と協議する。</p> <hr/> <p>平成29年11月15日 施設配置図を提示し、次のとおりバス会社及び警察との協議結果を報告し、了承される。</p> <p><b>報告内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 出入口①～バスベイ減速車線の外側に設置。現状でも切り下げがあるため、新たな工事はしない。</li> <li>• 出入口②～（警察との協議により）北18条通のバス停から10m以内に出入口を設置してはならないため、駐車マス1個分を交差点側にスライドする工事が発生。植樹帯の一部撤去が必要なため、道路法24条申請を行う。</li> <li>• 出入口③～既存のままとする。</li> <li>• 工事に伴う技術協議は、施工業者が確定後、実施する。</li> </ul>
<p>その他関係機関 十勝バス(株) (事業本部乗合部乗合課ほか)</p>	<p>平成29年9月20日 店舗に面している2箇所のバス停について、移設可能かどうか相談。</p> <p><b>十勝バス</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 春駒通のバス停については移設可能だが、バスベイを道路管理者で整備しているため、道路管理者との協議が必要。</li> <li>② 北18条のバス停については、安全が確保される位置であれば、移設可能。</li> <li>③ （最終的に）バス停の移設が必要な場合、引き続き協議をお願い。</li> </ol> <p><b>対応方針</b> 警察や道路管理者と協議し決定する。</p> <hr/> <p>平成29年10月31日 警察との協議の結果、春駒通のバス停及びバスベイは現状のままとし、駐車場出入口①をバスベイの外側に設置することを報告。 また、北18条通のバス停は、10m以内に入出入口を設置できないことから、バス停の移設の可否について相談。</p> <p><b>十勝バス</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 春駒通のバス停の件は、了解。</li> <li>② 北18条通のバス停は、サツドラ店舗敷地内であれば移設可能だが、出入口から10m離すとすると、バス停が交差点に近くなるため難しい。 また、全く別の位置に移設することも、移動先から反対意見が出る可能性があり、難しいと考える。</li> <li>③ いずれにしても、工事前には、バス運転手への周知が必要のため、工期が確定したら連絡をお願い。</li> </ol>

		<b>対応方針</b>
--	--	-------------

- |  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | ① ー                                     |
|  |  | ② バス停の移設は困難と判断し、警察の指導のとおり、出入口②の位置を移動する。 |
|  |  | ③ 工期が確定したら連絡する。                         |

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

問題ないものとする。